

一般会計・各種事業、予算策定・執行「運用内規」

一般財団法人 北海道バスケットボール協会

目 的

（一財）北海道バスケットボール協会（以下「本会」という。）の一般管理費および事業活動費予算策定、並びに予算執行および派遣要件に関する基本的事項を定め、会計の妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

《一般管理費・事業活動費 会計》

※「別紙-1・2 ファンドA/B交付金対象経費基準（「以下、「別紙-2」という。）に準じ運用する。」

1. 会議、競技会その他、各種事業等の日当・旅費基準 ※「本内規は、地区協会会計に準用する。」

(1) 日当等の対象経費は、(別紙-1・2、⑥会議費・⑦旅費交通費の基準)を参照する。

- ① 会議出席日当は、原則 2,000 円（以下、②の基本交通費を定める。）とする。
- ② 基本交通費とは、出席のため必要な移動往復距離が 40 km未満をいう。(Google マップ→ルート・乗換→車→出発地・目的地を入力「最短ルートを算出」)の場合においての、日当(交通費 500 円込)は、2,000 円とする。
- ③ 会議が長時間の場合、その日当の額は、その都度専務理事が別に定める。
- ④ 会議が同日・同所にて二つ以上、重なり実施される場合、原則、日当の二重払いにならないようにする。ただし、長時間または開催場所が異なり移動が伴う場合は、専務理事が別に定める。
- ⑤ リモート(web)で実施する会議等の参加日当は、原則、1,000 円とする。
- ⑥ 競技会、各種事業活動等の日当は、2,000 円(上記、基本交通費含む)とする。ただし、移動距離が基本交通費基準を超える場合、別に定める規定を以下(2)により算出した交通費を加算し、支払うことができる。
- ⑦ 競技会の各種事業活動等が長時間となる場合、その額は、事業状況に応じ、専務理事が定める。
- ⑧ その他、本会事務処理業務(庶務業務「書類の作成や整理などの作業全般」)日当(基本交通費含む)は、その都度「業務日報」を提出し、支払い、およびその額は、専務理事が別に定める。

(2) 本内規による交通費、日当の支払は、「会議、競技会、各種事業会計」において以下を準用する。

- ① 居住地と事業開催地(Google マップ→ルート・乗換→車→出発地・目的地を入力「最短ルートを算出」)との往復距離が 40 km以下の場合、交通費として 500 円(往復距離 40Km の交通費)を含む、日当「2000 円」を支払うことができる。
- ② 居住地と事業開催地との往復距離が、40 km超える場合、追加交通費を支払うことができる。ただし、札幌市在住者の市内移動距離による追加交通費は、原則、適用外とする。
- ③ 居住地と事業開催地との往復距離が、40 km超える場合、次項に定める計算式にて算出した、追加交通費を支払うことができる。
- ④ 追加交通費は、(Google マップ→ルート・乗換→車→出発地・目的地を入力「最短ルートを算出」)により、往復距離を算出し、下記※、計算式にてその額を加算し、支払うことができる。

※【「Google マップ→ルート・乗換→車→出発地・目的地を入力(最短ルート算出)」-40Km(基本距離)×42 円＝・・・円(10 円単位を四捨五入)】とする。

(3) 宿泊を必要とする基準を以下に定める。

事業開催地集合時間により、居住地出発時刻が「7 時以前」となる場合、また、事業終了後の居住地帰着時刻が「23 時以降」となる場合、原則、宿泊することができる。

(4) その他、特別な事情が発生した場合の宿泊は、専務理事が別に定める。

※ 尚、「旅費の算出が不明な場合、必ず事務局に確認の上、予算計画、および精算するようお願いします。」

(5) 宿泊先の手配(原則、2ヶ月前までに申請)、および宿泊費の精算は、本会が取りまとめて行う。ただし、諸事情により個人または委員会等が取り纏め旅行代理店への発注、および直接宿泊先に手配する場合、宿泊初日の2ヶ月前までに本会事務局へ連絡し、専務理事の承認を得たうえで、調整するものとする。なお、連絡期限が過ぎた場合、若しくは連絡がない場合、原則、宿泊費の決済は 10,000 円/1泊(政令指定都市「12,000 円」)を上限とし、その支払いは実費精算(領収書対応)とする。なお、実家ならびに知り合い宅などに宿泊を希望する場合、費用として、3,000 円/1泊を支払う。

2. 会議費「別紙-1 ①-(4)、別紙2 ⑥-(3)飲料及び軽食、参照」

- (1) 飲料・軽食費「上限 300 円、消費税込み」、飲料のみの場合「上限 200 円、消費税込み」とする。
- (2) 会議その他事業等の業務に要する時間が 3 時間以上となり、一般的に食事が必要な時間帯である場合、食糧費は（上限 1,000 円、飲料、消費税含む。）とする。ただし、時間超過等の日当の加算支払有無およびその額は、専務理事が別に定める。
- (3) 競技会事業での追加等の食料提供は、上記(2)と同様に稼働時間、時間帯等を考慮し、専務理事が別に定める。

3. 渉外・通信補助費

- (1) 委員会・部会に渉外費（通信費を含む）を以下に定める額を上限とし、尚、その額は、当該会計年度予算策定時に専務理事が別に定める。尚、各専門部、委員会、部会内の委員への支払い額は、各専門部、委員会、部会と協議し、専務理事が決定する。

1) 専門部	20,000 円/年
2) 総務委員会	20,000 円/年
3) 競技会委員会	30,000 円/年
4) 強化・育成委員会	30,000 円/年
5) 審判委員会	50,000 円/年
6) 普及委員会	20,000 円/年
7) スポーツ医科学委員会	20,000 円/年
8) 広報委員会	20,000 円/年
9) 3×3 委員会	10,000 円/年
10) 各部会	30,000 円/年
- (2) 上記は、補助費であり、上記金額を上回る場合にあっては、原則、超えて支払うものではない。
- (3) 各地区協会々計においては、上記費用が上記金額を(1)の補助額の 50%を上限とし、且つ、登録等の規模、環境等の条件も考慮し、その額は専務理事が別に定める。

4. 本会主催/主管する大会稼働および主管受託団体の大会業務分掌、競技役員

- (1) 大会役員とは、大会長・副大会長、大会顧問、大会委員長・大会副委員長、各委員長、各部会長等、HBA 統括責任者および主管受託団体の上記相当職の役員を、プログラム記載においては、「大会役員」と記す。
- (2) 競技運営役員・委員とは、競技実施運営に関わる役員で、プログラム掲載においては「競技運営役員」と記す。
- (3) 競技会の大会役員および競技運営役員は、HBA 総務委員会が「競技会運営マニュアル」を作成し、執行役員会にて決定する。
- (4) 競技会稼働する競技運営役員は、当該競技会に参加チームスタッフ・選手、ならびに稼働する審判員およびその他の業務（マンツーマンディレクターおよびマンツーマンコミッショナー等）と重複しないことが望ましいが、競技会運営上重複が必要となる場合、日当等の支払いおよびその額は、専務理事が別に定める。
- (5) 高体連および中体連主催競技会への大会役員および競技運営役員の日当（交通費含）ならびに派遣費の支払いおよびその額は、専務理事が別に定める。

5. 事業経費削減の推進

- (1) 主管委託した競技会等の事業実施、運営に際しては、本会の競技会役員派遣人数の削減を図る。
- (2) 開催日前日より会場設営ならびに点検が必要な場合、原則、開催地区に会場設営等の協力を依頼し、会場点検業務に資する役員以外の前日稼働役員の削減を図る。

6. 審判委員会の競技会実行委員会稼働ならびに審判派遣

- (1) 実行委員会の委員として、審判委員会より 1 名大会本部を中心とする業務に当たる。ただ

- し、実行委員となる委員は、審判稼働の空き時間等を考慮し、交代稼働を可とする。
- (2) 稼働審判員は、極力、開催地区ならびに近隣地区からの派遣を要請し、開催地近隣の審判育成と経費の削減を図る。
 - (3) 大会初日を含め、極力、単日複数回の審判稼働の割り当てを推進する。
 - (4) 稼働審判員の前後泊者極力無くし、経費軽減を図る（開催地区近辺の審判稼働推進）。
 - (5) 各競技会の決算書の収支割合「開催地区」特に札幌近郊での実績とその他地区との収支の開きが見られる点の要因を考察・検証し、具体的な経費を出し、それに基づき各競技会の収支の健全化を図る。
 - (6) 新規審判員の発掘ならびに育成を進めるとともに、競技会においての帯同審判員制の導入を推進する。

7. 正規雇用事務局職員の定年ならびに就業時間および時間雇用職員

- (1) 正規雇用事務局職員の定年は、満年齢 68 歳とする。ただし、雇用契約期間中で定年を迎えた場合においては、当該年度の最終のものに関する定時評議員会の終結までとする。
- (2) 前項にかかわらず、当該職員が占める職の新規職員の採用が容易ではなく、事務局運営上継続して職員として雇用することが必要と専務理事が認めた場合、執行役員会の承認を得、当該職員を継続して雇用することができる。ただし、継続雇用は、原則、1 年に限る。
- (3) 正規事務局員の就業時間は、原則、火曜日～金曜日（10 時 00 分～18 時 00 分「以下、（正規時間）という。）、土曜日の就業時間は、（10 時 00 分～14 時 00 分）、日曜日・月曜日・祝日は、原則、休業とする。
- (4) 時間雇用職員の雇用ならびに条件等は、専務理事が別に定める。
- (5) その他、本申し合わせにないものは、専務理事が別に定める。

8. 専務理事、常勤理事の報酬

専務理事の報酬は、「役員および評議員等の報酬ならびに費用に関する規定」に定める、役員報酬〔別表〕役員俸給表に準じ、その等級は、評議員会において決定する。

- 2 常勤理事とは、「役員および評議員等の報酬ならびに費用に関する規定」第 2 条(2)に定める常勤役員をいう。その報酬の額は、同規定〔別表〕役員俸給表に準じ、評議員会において決定する。

9 議決

本規定に定めのない事項は、専務理事が別に定める

10 附則

本申し合わせ事項は、執行役員会の決議を経て改訂することができる。

11 施行

本内規は、2019 年 12 月 4 日施行する。

2023 年 3 月 15 日 一部改訂

2025 年 6 月 28 日 一部改訂

2025 年 7 月 1 日 施行